

公益社団法人高知県防犯協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人高知県防犯協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を高知市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、犯罪のない明るい社会を理想として、県民の防犯思想を高揚し、防犯活動並びに少年の健全な育成、風俗環境浄化のための活動を効果的に推進するとともに各防犯団体等の円滑な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防犯思想の普及と犯罪の防止
- (2) 少年の非行防止と健全育成
- (3) 風俗環境の浄化
- (4) 防犯功労者の表彰
- (5) 防犯団体等が行う防犯活動に対する協力援助
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(本会の構成員)

第5条 本会は、前条に定める事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により本会の会員となった者をもって構成する。

2 本会に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 各地区地域安全協（議）会の代表者及び防犯団体の代表者
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同する団体又は個人

3 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定める入会申込書を会長に提出し、

その承認を受けなければならない。

- 2 正会員である団体の代表者が交代し、新たな代表者が選任された場合は理事会の承認を必要としない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は毎年総会において定める額を、賛助会員は賛助会費をそれぞれ納入する義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において定める退会届けを提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、本会の名誉をき損し、又は目的に反した行為をしたときは、総会において3分の2以上の決議により除名することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。
- 3 賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 会員の除名
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対して総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議長が指名した理事は、前項の議事録に署名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長及び副会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 会長は、理事会及び総会を主宰するものとし、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その事務を代行する。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長、副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(顧問及び参与)

第 25 条 本会に顧問及び参与を置く。

- 2 顧問は、警察本部長の職にある者及び学識経験者を、参与は防犯活動について知識経験のある者から理事会で選考し、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の諮問に応ずる。
- 4 顧問及び参与は、総会に出席し、必要があるときは意見を述べることができる。

(事務局)

第 26 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び職員を置く。
- 3 事務局長は理事会で選任及び解任し、会長が任免する。職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により定める。

(役員の報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、正会員の中から選任された監事以外の監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 事務局の職員には、本会の規定により報酬を支給する。
- 3 前項の報酬の支給に関して必要な事項は、理事会の決議を得て会長が別に定める。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(開催)

第 29 条 理事会は毎事業年度内に 2 回以上開会する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選任及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(基本財産)

第 34 条 本会の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、本会の基本財産とする。

2 前項の財産は、本会の目的を達成するために善良なる管理者の注意をもって管理し、処分しようとするときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第 35 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受け、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その

他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第38条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則

第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の特別決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる国又は地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる国又は地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 本会の公告は、電子公告により行なう。

2 事故その他やむを得ない事情によって前項の電子公告をすることができない場合は、高知県内において発行する日刊新聞に掲載する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の代表理事は岡崎誠也、板原啓文、野村直史とする。

3 本会の最初の業務執行理事は壬生澄雄とする。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 33 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則（平成 26 年 5 月 30 日一部変更。第 36 条）

この定款は、平成 26 年 5 月 30 日から施行する。

別表 基本財産

投資有価証券	第 152 回利付国債
--------	-------------